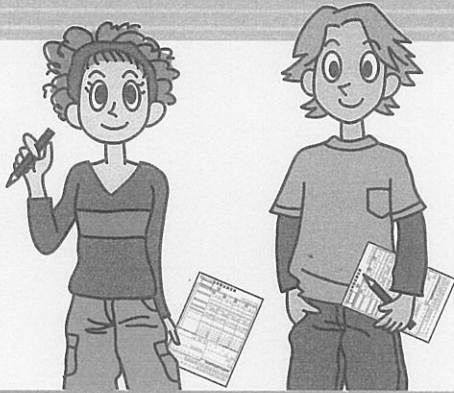




## 国勢調査

# 平成17年国勢調査〈10月1日〉

— 数字から 明日の日本を 夢デザイン —



皆さん ご存知ですか？  
10月1日(土)に、  
全国いっせいに国勢調査を行います。  
調査票の記入をお願いします。

総務省統計局  
都道府県  
市区町村

### 国勢調査って何？

国勢調査は、法律に基づいて行われる人口・世帯に関する最も基本的な統計調査で、日本に住んでいるすべての人を対象として行います。外国からの留学生の方も、調査の対象となります。

国勢調査の結果は、国や都道府県・市区町村の行政の基礎資料として、少子高齢社会への取組や皆さんのまちづくりなどにいかされます。

### 国勢調査はどのように行われるの？

国勢調査員が、9月下旬に皆さんのお住まいを訪問して調査票を配りますので、記入をお願いします。10月上旬に国勢調査員が再度訪問して、記入していただいた調査票を回収します。

お留守の場合は、「連絡メモ」により訪問にご都合のよい日時や連絡方法をおたずねしますので、国勢調査員や市区役所、町村役場の国勢調査担当係までご連絡ください。

### どこで調査票を記入するの？

国勢調査は、住民登録とは関係なく、10月1日現在、ふだん住んでいる場所で行います。

このため、ふだん家族とは別の場所に住んでいる場合には、その場所(アパート、下宿先、学生寮など)で調査票に記入することになります。

アパートを借りて住んでいる学生で、10月1日に帰省している人は

- 帰省する期間が3か月未満の場合 → 住んでいるアパートで調査します。
- 帰省する期間が3か月以上の場合 → 帰省先で調査します。

※アパートに帰宅の際に調査票が配布されていた場合は、国勢調査員や市区役所、町村役場の国勢調査担当係までご連絡ください。

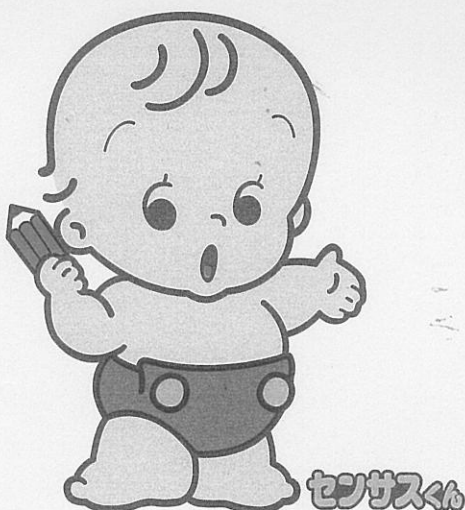
※学校の学生寮・寄宿舎に住んでいる学生は、帰省する期間にかかわらず学生寮・寄宿舎で調査します。

### 調査に答える義務はあるの？

国勢調査は、「統計法」という法律に基づいて行われます。

正確な統計を作るために、日本に住んでいるすべての人に、調査票の記入及び提出の義務(申告義務)があります。

また、国勢調査員をはじめとする調査関係者には守秘義務があり、調査票の記入内容は保護されます。



国勢調査についてわからないことがある場合には、お住まいの市区役所、町村役場の国勢調査担当係におたずねください。